

学童保育室利用料（案）について

平成29年10月

こども育成部 学童保育課

学童保育室利用料改定について

第7回茨木市こども育成支援会議（平成26年8月1日開催）

- 利用者負担額は、総事業費の50%とした国の考え方を基本に本市として見直すこと。
- 利用者負担額に、新制度による児童の集団規模の適正化（教室の分割）及び時間延長に伴う経費について反映させること。
- 学童保育室の分割に係る経費を利用者負担とすることは望ましくないことから、分割実施後に利用者負担額の見直しを行うこととし、平成27年度については、19時までの時間延長分のみ改正を行うこと。

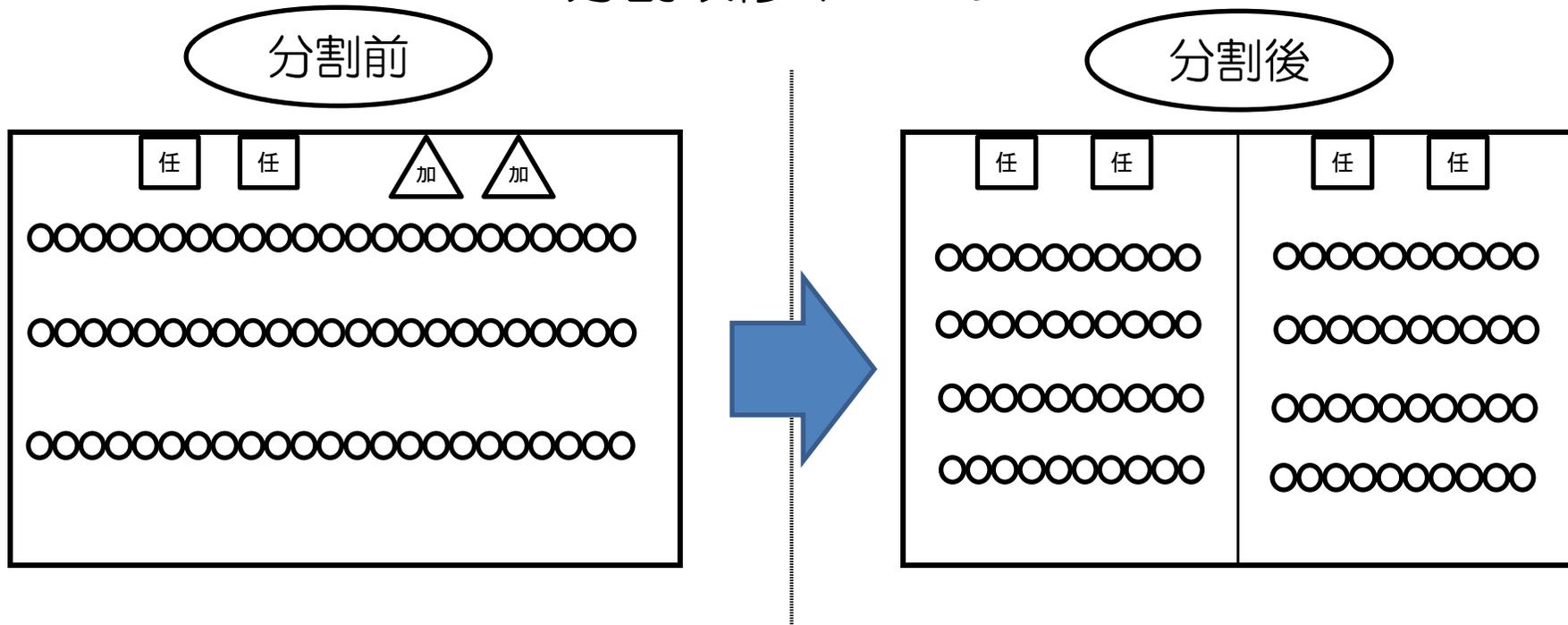


- 平成27年度から延長利用料を改定
- 平成26～28年度の3か年で順次分割改修を実施



平成29年度スタート時点で当初予定の分割改修が終了したため、
今年度利用料の改定を検討するもの

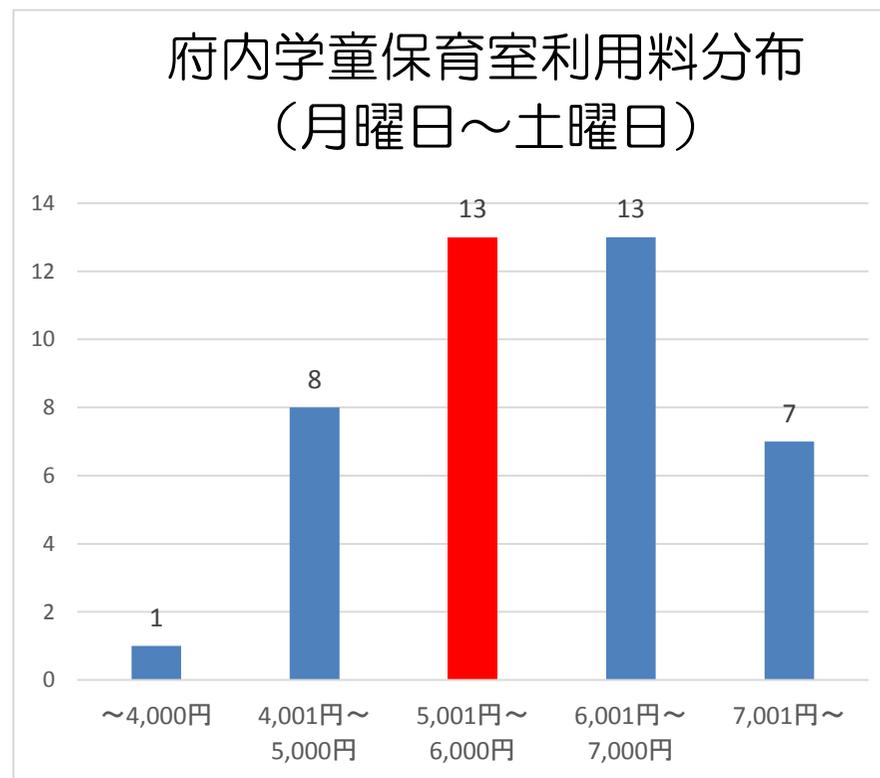
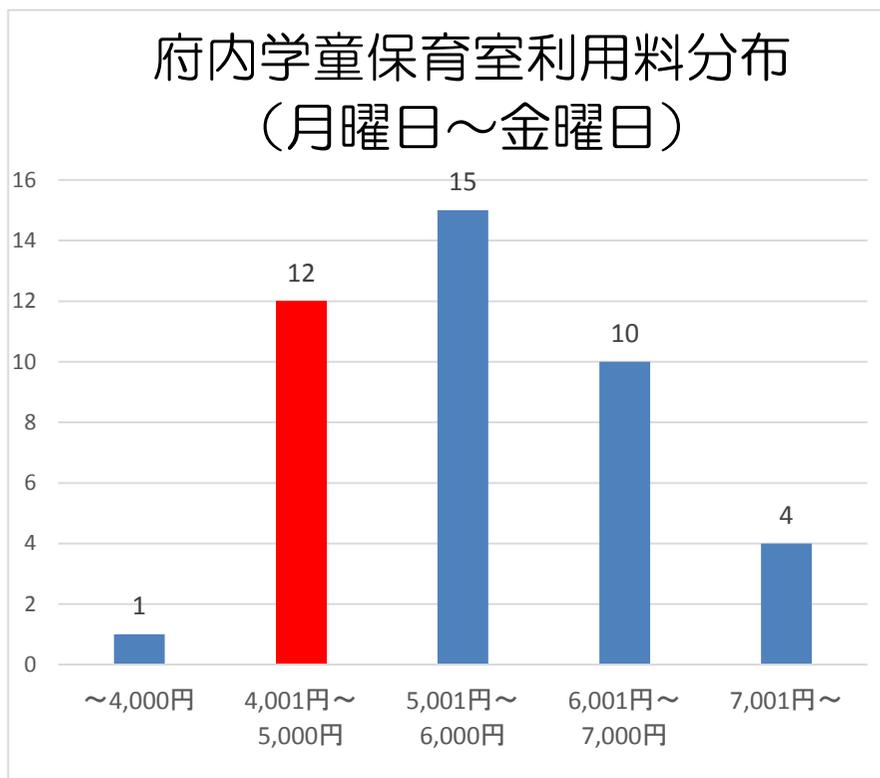
分割改修イメージ



分割によるメリット

- 児童全員に、より一層目が行き届くようになった。
- 要支援児に対し、より一層配慮が行き届くようになった。
- 1室では宿題、1室では遊びなど、活動を分けられるようになった。
- 大人数のときはあまりコミュニケーションを取らない児童がいたのが解消された。
- 部屋が区切られることにより、声を張り上げなくても聞こえるようになった。

茨木市の大阪府内における利用料状況



茨木市の利用料は、府内42市町村中
 月曜日～金曜日で30番目
 月曜日～土曜日で21番目 の額となっている。

※ 大阪市はクラブによって利用料が異なるため、除外。

北摂各市町比較

市町村名		茨木市	吹田市	高槻市	摂津市	箕面市	豊中市	池田市	島本町	豊能町	能勢町
利用料	基本月額	月～金 5,000円 月～土 6,000円	3,700円	6,500円	4,500円	5,700円	月～金6,000円 月～土7,800円	6,000円	最高8,000円	5,000円	6,500円
	延長月額	月～金 3,000円 月～土 3,600円	2,000円	1,500円	/	250円(日)	3,000円	3,000円	月4日以下 300円(日) 月5～12日 2,550円 月13日以上 5,100円	～18:00 1,000円 ～19:00 2,000円	/
基本開室時間	平日	～17:00	～17:00	～18:00	～17:30	～17:00	～17:00	～17:00	～17:30	～17:00	～19:00
	土曜	8:15～17:00	8:30～17:00 第4土のみ	8:30～17:00	9:00～17:00 第4土のみ	8:00～17:00	8:00～17:00	8:30～17:00	8:30～17:30	8:15～17:00	8:30～17:30 長休中のみ
	長期休業	8:15～17:00	8:30～17:00	8:30～18:00	8:30～17:30	8:00～17:00	8:00～17:00	8:30～17:00	8:00～17:30	8:15～17:00	8:30～19:00
延長保育時間	平日	17:00～19:00	17:00～18:30	18:00～19:00		17:00～19:00	17:00～19:00	17:00～19:00	17:30～19:00	17:00～19:00	
	土曜	17:00～19:00	なし	なし	なし	なし	なし	なし	17:30～19:00	17:00～19:00	なし
	長期休業	17:00～19:00	17:00～18:30	18:00～19:00		17:00～19:00	17:00～19:00	17:00～19:00	17:30～19:00	17:00～19:00	
放課後児童支援員の任用形態		任期付短時間勤務職員	非常勤嘱託員	非常勤嘱託員	非常勤嘱託員	非常勤嘱託員	任期付短時間勤務職員	非常勤嘱託員	非常勤嘱託員	非常勤嘱託員	非常勤嘱託員

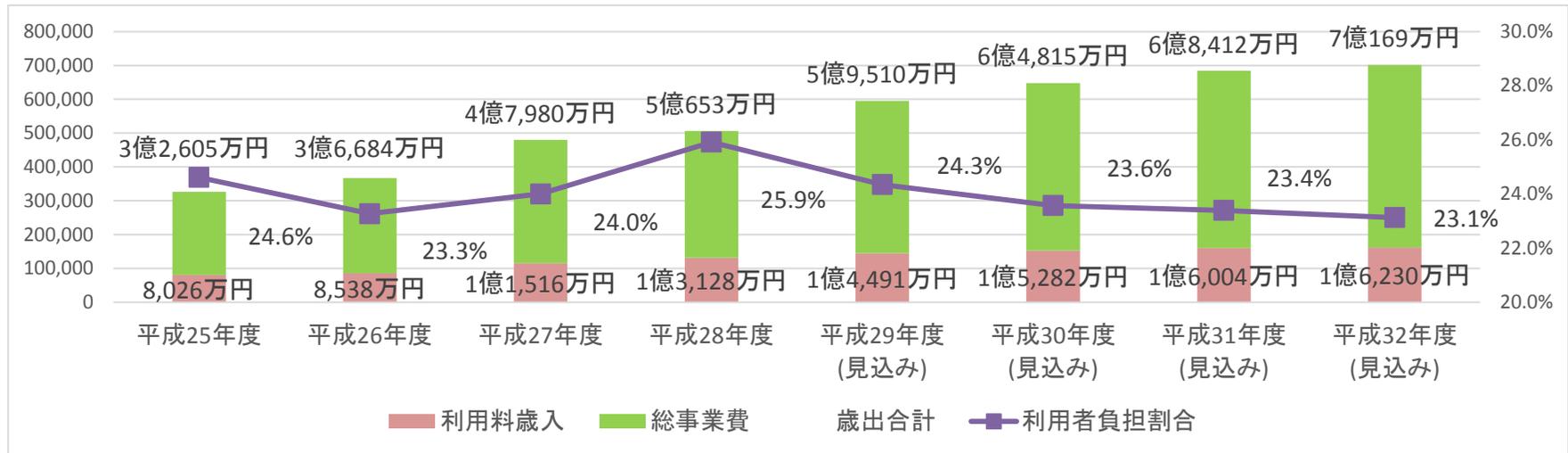
北摂10市町中、
 児童1人当たりの事業費は2番目
 総事業費に占める利用者負担割合は7番目

学童保育室運営に係る総事業費と利用料歳入見込み

【今後の入室者数及び支援の単位数見込み】

年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度 (見込み)	平成31年度 (見込み)	平成32年度 (見込み)
入室者数	1,615人	1,702人	1,890人	2,078人	2,308人	2,434人	2,549人	2,585人
支援の単位数	30	32	45	52	62	68	72	74

【今後の総事業費及び利用料歳入見込み】



児童数増加により利用料歳入も増加が見込まれるが、総事業費の増大により総事業費に対する利用者負担割合は減少傾向になる見込み。



安定した学童保育事業の提供継続には利用者負担について検討する必要がある。

学童保育室利用料設定の考え方

考え方 子ども・子育て支援交付金基準額から算出

国の子ども・子育て支援交付金の基準額については、年間事業費の1/2となるように算出している。
→交付金の基準額＝利用者が負担すべき額と考えることができる。

茨木市の日数・時間で、40人の支援の単位で、年間294日開室で試算

内容	金額	計算方法
基本額	4,306,000円	
開所日数加算額	748,000円	(294日-250日)×17,000円
長時間開所加算額（長期休暇等分）	467,500円	(10.75時間-8時間)×170,000円
合計	5,521,500円	←年間補助基準額（＝利用者負担額）

1人当たりの月額利用料・・・ 5,521,500円 ÷ 12か月 ÷ 40人 = 11,503円

国のモデルにあてはめると、茨木市の場合の利用者負担額は月額11,500円程度となる。

学童保育室利用料（案A）

案A
現在の学童保育室利用料の階層区分をベースとする案

平成28年度 決算	総事業費	506,525,795円
	利用料歳入	131,277,000円
	総事業費に占める割合	25.9%

	世帯区分	利用内容	H28入室 児童数	構成 比率	現在の額	案A-1	案A-2	案A-3	案A-4	案A-5	【参考】
基本 利用 料	生活保護又は市民 税非課税世帯	月曜日～金曜日	125人	6.0%	0円						
		月曜日～土曜日	124人	6.0%	0円						
		小計	249人	12.0%	—	—	—	—	—	—	—
	市民税均等割のみ 課税世帯	月曜日～金曜日	14人	0.7%	2,500円	3,000円	3,500円	4,000円	4,500円	5,000円	5,350円
		月曜日～土曜日	14人	0.7%	3,000円	3,600円	4,200円	4,800円	5,400円	6,000円	6,420円
		小計	28人	1.3%	—	—	—	—	—	—	—
	市民税所得割課税 世帯	月曜日～金曜日	1,377人	66.3%	5,000円	6,000円	7,000円	8,000円	9,000円	10,000円	10,700円
		月曜日～土曜日	424人	20.4%	6,000円	7,200円	8,400円	9,600円	10,800円	12,000円	12,840円
		小計	1,801人	86.7%	—	—	—	—	—	—	—
	合 計			2,078人	100%	—	—	—	—	—	—
延 長	生活保護世帯以外	月曜日～金曜日	448人	21.6%	3,000円						
		月曜日～土曜日	201人	9.7%	3,600円						
歳入見込(円)					131,277,000	152,672,500	174,094,300	195,516,100	216,937,900	238,359,700	253,355,000
総事業費に占める割合					25.9%	30.1%	34.4%	38.6%	42.8%	47.1%	50.0%

※現在の額及び案に記載の額は、1人目の額。2人目以上の額はそれぞれの曜日の1人目の額の半額として計算。

学童保育室利用料（案B）

案B
現在の保育所等利用者負担額徴収基準額表の階層区分をベースとする案

平成28年度 決算	総事業費	506,525,795円
	利用料歳入	131,277,000円
	総事業費に占める割合	25.9%

基本 利用料	世帯区分		構成 比率	現在の額	案B-1	案B-2	案B-3	案B-4	案B-5	【参考】	【参考】 保育所4.5歳児 利用者負担額	
	A	生活保護世帯		1.28%	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
B	市民税非課税世帯		10.84%	0円 (0円)	0円 (0円)	0円 (0円)	0円 (0円)	0円 (0円)	0円 (0円)	0円 (0円)	4,500円 (0円)	
C	市民税所得割課税額 48,600円未満		5.59%	5,000円 【均等割のみ課税 2,500円】 (6,000円【3,000 円】)	5,000円 (6,000円)	5,000円 (6,000円)	5,000円 (6,000円)	5,000円 (6,000円)	5,000円 (6,000円)	5,000円 (6,000円)	12,300円 (4,500円)	
D	市民税所得割課税額 48,600円以上57,700円未満		2.04%	5,000円 (6,000円)	5,500円 (6,600円)	6,000円 (7,200円)	6,000円 (7,200円)	7,000円 (8,400円)	8,000円 (9,600円)	8,780円 (10,536円)	20,200円 (4,500円)	
E	市民税所得割課税額 57,700円以上77,101円未満		4.79%		5,500円 (6,600円)	6,500円 (7,800円)	7,000円 (8,400円)	8,000円 (9,600円)	9,000円 (10,800円)	9,780円 (11,736円)	20,200円 (4,500円)	
F1	市民税所得割課税額 77,101円以上97,000円未満		5.79%		20,200円							
F2	市民税所得割課税額 97,000円以上169,000円未満		22.59%									
F3	市民税所得割課税額 169,000円以上301,000円未満		30.88%									
F4	市民税所得割課税額 301,000円以上397,000円未満		9.09%			6,000円 (7,200円)	7,000円 (8,400円)	8,000円 (9,600円)	9,000円 (10,800円)	10,000円 (12,000円)	10,780円 (12,936円)	27,800円
F5	市民税所得割課税額 397,000円以上		7.11%									
延長	生活保護世帯以外											
		月～金	21.6%		3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	
		月～土	9.7%		3,600円	3,600円	3,600円	3,600円	3,600円	3,600円	3,600円	
歳入見込(円)				131,277,000	155,575,951	176,187,241	195,197,425	216,068,481	236,939,537	253,110,332		
総事業費に占める割合				25.9%	30.7%	34.8%	38.5%	42.7%	46.8%	50.0%		

※現在の額及び案に記載の額は、月曜日～金曜日の1人目の額。()内は月曜日から土曜日の額。2人目以上の額はそれぞれの曜日の1人目の額の半額として計算。

学童保育室利用料（案）について

総事業費の1/2を利用者負担で賄うためには
現在の月額5,000円→10,700円（10,780円）に増額する必要がある。



- 利用者負担のうち25%については、保育所等利用者負担同様、茨木市が負担する。
 $10,700円 \times 75\% = 8,025円 \div 8,000円$
- 所得に応じて負担増を抑えるために現階層区分よりも細かくする。



案B-3を茨木市として提案

【今回提案する事業費負担の考え方】

保護者 3/8	国 1/6
	府 1/6
	市 1/6
市 1/8	+ 1/6

大阪府内市町村利用料等一覧

【参考資料】

番号	市町村名	基本利用料		延長利用料		土曜開設		益閉室	長期休業等 開室時間（延長含む）	
		月額	土曜別料金	月額最大	備考	一部開設	なし		開始時間	最終時間
1	堺市	8,000円		1,000円					8時	19時
2	島本町	8,000円		5,100円	①月4日以下 日額300円②月5～12日 月額2,550円③月13日以上 月額5,100円				8時	19時
3	熊取町	8,000円		1,500円	30分月額 750円(日額150円) 60分月額 1,500円(日額300円)				8時30分	19時
4	枚方市	7,200円		1,000円					8時	19時
5	岸和田市	7,000円		1,500円					8時30分	18時30分
6	寝屋川市	7,000円		1,000円		○			9時	19時
7	松原市	7,000円		2,000円			○		8時30分	19時
8	四條畷市	7,000円		700円					8時	19時
9	千早赤阪村	7,000円		上限なし	10分300円	○			8時30分	18時
10	高槻市	6,500円		1,500円					8時30分	19時
11	東大阪市	6,500円	○ 7,500円	-					8時30分	18時30分
12	能勢町	6,500円	-	-			○		8時30分	19時
13	泉佐野市	6,300円		2,000円	①1時間100円②～18時上限1,000円 ③～19時上限2,000円			○	8時30分	19時
14	太子町	6,300円		1,500円	朝(30分)日額50円月額上限500円 夕(60分)日額100円月額上限1,000円			○	8時30分	19時
15	豊中市	6,000円	○ 7,800円	3,000円					8時	19時
16	池田市	6,000円		3,000円				○	8時30分	19時
17	泉大津市	6,000円		-					8時	18時
18	貝塚市	6,000円		上限なし	1時間150円			○	8時30分	19時
19	富田林市	6,000円		-				○	8時30分	19時
20	河内長野市	6,000円	○ 7,000円	1,000円				○	8時	19時
21	大東市	6,000円	○ 7,200円	1,500円				○	8時30分	19時
22	高石市	6,000円		1,600円	日額200円 月額上限1,600円				8時	19時

大阪府内市町村利用料等一覧

【参考資料】

番号	市町村名	基本利用料		延長利用料		土曜開設		益閉室	長期休業等 開室時間（延長含む）	
		月額	土曜 別料金	月額最大	備考	一部 開設	なし		開始時間	最終時間
23	河南町	6,000円	○ 6,500円	上限なし	18:30まで日額100円 18:30以降10分ごと300円	○		○	8時30分	18時30分
24	箕面市	5,700円		5,000円	日額250円 (月額上限5,000円)				8時	19時
25	和泉市	5,500円		-					8時	19時
26	守口市	5,400円	○ 6,900円	-					8時30分	19時
27	泉南市	5,200円		3,000円					8時30分	19時
28	阪南市	5,200円	○ 6,200円	4,800円	①1時間160円②8~9時、17~18時、18~19時月額上限各1,600円				8時	19時
29	岬町	5,200円		-					8時30分	19時
30	茨木市	5,000円	○ 6,000円	3,600円	月~金 月額3,000円 月~土 月額3,600円				8時15分	19時
31	八尾市	5,000円	○ 6,000円	-				○	8時	18時
32	柏原市	5,000円	○ 6,000円	上限なし	日額150円			○	8時30分	18時30分
33	羽曳野市	5,000円		1,500円		○			8時30分	18時30分
34	藤井寺市	5,000円	○ 6,000円	-					8時30分	18時05分
35	交野市	5,000円		-		○		○	8時30分	18時30分
36	大阪狭山市	5,000円		4,500円	朝(30分)日額150円、月額上限1,500円 夕(60分)日額300円、月額上限3,000円			○	8時	19時
37	豊能町	5,000円		2,000円	~18:00 月額1,000円 ~19:00 月額2,000円	○			8時15分	19時
38	忠岡町	5,000円		1,000円				○	8時30分	18時
39	田尻町	5,000円		3,000円	~18:00 月額1,500円 ~19:00 月額3,000円			○	8時	19時
40	門真市	4,500円		-					8時30分	18時
41	摂津市	4,500円		-		○		○	8時30分	17時30分
42	吹田市	3,700円		2,000円		○			8時30分	18時30分

茨木市内の民間事業者等の利用料

1 放課後児童健全育成事業届出事業者

月額利用料	
週6	20,000～27,500円程度
週5	19,000～21,000円程度
週4	16,000円～
週3	12,300円～
週2	8,200円～
週1	5,000円～

延長料	
月額	500～3,800円
15分	150～400円
開設時間以降	150円／1分

2 民間学童保育室等

月額利用料	
週5	39,000～53,383円
週4	37,000～49,269円
週3	31,000～41,040円
週2	24,000～32,400円
週1	16,971円

3 小学校低年齢児童受入事業（保育幼稚園事業課）

月額利用料	
週5	10,000～19,000円
週4	16,000円
週3	12,000円
週2	8,000円
週1	5,000円